

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和7年3月7日

京都市長 松井 孝治

1 競争入札に付する事項

(1) 工事名

(単価契約) 高速道路1号線土木施設補修等工事及び業務委託

(2) 工事場所

京都市道高速道路1号線

(3) 工事概要

応急処理業務(特殊)、応急処理業務(特殊)・重作業、排水柵・水路清掃(機械)、簡易舗装工、区画線工

工種ごとの予定数量は、工種、予定数量及び予定単価一覧表(別表)に記載のとおり。ただし、実際の施工数量は、予定数量とは必ずしも一致しない。

(4) 工期

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(5) 支払条件

単価契約は、月ごとに出来高払を行う。

緊急工事は、完成払を行う。

2 本件入札に関する問合せ先

行財政局管財契約部契約課工事契約担当

(電話075-222-3313)

3 入札参加資格に関する事項

本件入札の一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、競争入札参加有資格者名簿(工事)に登録されていること。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、令和4年度以前から本市内に本店(主たる事務所(建設業許可上の主たる営業所))を有すること。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、土木工事業の許可を受けていること。

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(開札日において有効なもの)において土木一式の総合評定値が850点以上であり、土木一式の完成工事高(2年平均又は3年平均)が1億円以上であること。

(4) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、単独又は共同企業体の構成員として元請け受注した1件の工事で、次の全ての要件を満たす施工実績があること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績である場合には、出資比率20%以上のものに限る。

ア 国、地方公共団体、地方道路公社又は高速道路株式会社のいずれかが発注したものであること。

イ 平成21年度以降に完成したものであること。

ウ 高速自動車国道又は自動車専用道路における車線規制を伴う土木施設の維持補修工事(交通安全施設工事、建築工事及び電気工事を除く。)が含まれていること。

エ 夜間工事が含まれていること。

(5) 土木工事業に係る監理技術者又は主任技術者を、対応指示を受けた都度配置すること。

なお、当該技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある（入札参加資格確認申請日において引き続き3か月以上の雇用関係がある）こと。

- (6) 技術者のうち1名は、工期において現場を統括すること。
- (7) 緊急時の応急処理工事等で対応指示を受けてから、おおむね30分以内に2名以上の技術者で現地の状況を確認できること。また、その後、安全を確保し、工法を検討するとともに、速やかに応急作業に着手できる資機材を手配し、作業員を確保すること。
- (8) 公告日から開札日までの間において、京都市から競争入札参加停止措置を受けていないこと。
- (9) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 公告日から開札日までの間において、行財政局管財契約部契約課（以下「契約課」という。）が実施した土木工事種目の他の一般競争入札（共同企業体による入札を含む。）に応札し、低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されている場合

イ 公告日から開札日までの間において、契約課が実施中の落札決定に至っていない同じ種目の他の入札（共同企業体による入札を含む。）において、低入札価格調査の対象となる応札を行っている場合。ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件において、調査辞退届又は入札辞退届を提出した場合又は失格基準価格を下回る価格で応札し失格となった場合を除く。

(10) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者しか参加できない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合

(ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、会社法第2条第15号に規定する社外取締役、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d その他業務を執行する者であって、aからcまでに掲げる者に準じる者

- (d) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (e) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
 - ア又はイと同視できる資本関係又は人的関係にあると認められる場合

4 入札方法等

(1) 本件入札は、京都市電子入札システムにより、次のどちらかの方法で行う。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていないなければならない。

イ 京都市から入札端末機利用者カードの交付を受けている者が、契約課に設置する入札端末機を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「端末機利用者」という。）

なお、端末機利用者が入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間終了の1時間前までに入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けていなければならない。

入札端末機の利用時間は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除き、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(2) 本件入札に参加しようとする者は、「京都市入札情報館」の本件入札情報から設計図書等をダウンロードし、積算のうえ、入札期間の項で後述する入札期間に入札を行うこと。（本件では、設計図書等を京都市入札情報館に掲載する試行を行うため、電子入札システムへの掲載又は設計図書等の販売業者での販売は、行わない。）

なお、本件入札の設計図書等に誤り等が判明した場合は、入札期間初日の5開庁日前までに「京都市入札情報館」の本件入札情報にその内容、対応方法等を掲載するので、入札前に「京都市入札情報館」を確認すること。

(3) 落札価格は、入札金額に入札金額の100分の10に相当する額を加算した額（1円未満切捨て）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、工種ごとに見積もった契約希望単価の110分の100に相当する金額（整数とすること。）に予定数量を乗じた価格（以下「総価」という。）を入力すること。

(4) 入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

(5) 入札期間

令和7年3月21日（金）、24日（月）及び25日（火）の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

(6) 予定価格等

予定価格 6,040,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

工種ごとの予定単価は、工種、予定数量及び予定単価一覧表（別表）のとおり。

最低制限価格は、落札者を決定した日から契約課内で閲覧に供し、翌開庁日から契約課ホームページ「京都市入札情報館」で公表する。

（「京都市入札情報館」のURL）

<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/>

なお、低入札調査基準価格（低入札調査基準価格を適用しない場合は最低制限価格）の算定に当たっては、入札を総合評価方式で行わない場合は無作為に抽出した数（1.000～1.003）を乗じ、総合評価方式で行う場合は無作為に抽出した数（1.000～1.003）を乗じない。

(7) 入札参加資格確認に必要な書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）及び単価表の提出

入札者は、次の書類を提出しなければならない。

また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却せず、本市の入札・契約事務で使用する。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式）

イ 建設業許可通知書又は許可証明書の写し

ウ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（総合評定値が記載されており、開札日において有効なもの）の写し

エ 施工実績調書（別紙様式）

入札参加資格に関する事項の項で前述した施工実績を記載し、それを証明できる書類の写しを添付すること。

オ 配置予定技術者名簿（別紙様式）

配置予定の技術者を記載し、技術者資格及び雇用関係を証明できる書類の写し等を添付すること。ただし、令和7年度競争入札参加有資格者格付申請のために本市に提出した技術職員名簿又は技術者経歴書において、監理技術者又は主任技術者の資格を有する者として記載した技術者は、技術者資格及び雇用関係を証明できる書類の写し等の添付を不要とする。

また、配置予定技術者名簿に記載した者のうち2名以上の者は、自宅から十条換気所（京都市伏見区深草中川原町）までの所要時間が30分以内であること。

なお、配置予定技術者名簿に記載した者と異なる者の配置は、入札参加資格確認申請日以降に雇用し、3(5)を満たす場合に限る。

カ 到着所要時間確認資料（別紙様式）

キ 単価表（別紙様式）

(8) 一般競争入札参加資格確認申請書等及び単価表の交付

前項で「別紙様式」としたものについて、公告日から入札期間終了まで、「京都市入札情報館」及び契約課に設置する入札端末機に公告と併せて掲示するので、A4判で使用する。

(9) 入札参加資格確認申請書等及び単価表の提出方法

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、ワード、エクセル（Office最新版で扱えること。）又はPDFファイル（Adobe Acrobat Readerで扱えること。）にして添付すること。

イ 端末機利用者の場合

封入、封かんし、封筒に入札番号及び工事名のみを記載して、入札期間内に契約課に設置して

ある「入札資料提出ポスト」に投函すること。

(10) 設計図書に関する質問

設計図書に関する質問は、受け付けない。

5 開札及び落札者の決定

(1) 開札予定日時

令和7年3月26日（水）午前9時以降

(2) 入札参加資格の確認

開札後、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で、最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。確認を行った結果、入札参加資格がないと認められる場合は、その者の行った入札は無効とし、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。

なお、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札を行った者のうち、入札金額が同じ者が2者以上ある場合は、開札時に電子くじにより入札参加資格の確認を行う順位を決定する。

(3) 落札者の決定

前項の確認を行った結果、入札参加資格を有すると認めた者を落札者とする。

(4) 落札結果の公表

落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者の商号（法人にあつては名称）及び落札金額等を契約課内で閲覧に供し、翌開庁日から「京都市入札情報館」で公表する。

なお、入札参加資格の確認等のため開札日に落札者の決定を保留したときは、全ての入札者の商号（法人にあつては名称）及び入札金額等を契約課内で閲覧に供し、翌開庁日から「京都市入札情報館」で公表する。ただし、再度入札を行うことがある旨を後述している場合を除く。

(5) 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を公表した日の翌々開庁日の午後5時までに、その旨を記載した書面を契約課に持参し、提出すること。

6 単価による契約

工種ごとの契約単価は、予定単価に落札率（落札者が提出した単価表の総価を予定価格で除した値）を乗じた額（1円未満切捨て）に100分の10に相当する額を加算した額（1円未満切捨て）とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

免除する。

8 入札の無効

京都市契約事務規則第6条の2各号に該当する入札（入札に関する条件に違反した入札）は、無効とする。

9 予算不成立の場合の入札中止等

本件に係る予算は、公告時点で議会の議決を得ておらず成立していないため、議会の議決が得られ

なかった場合は、公告を無効とし、入札を中止する。この場合において、入札のために行った準備行為等に係る費用が発生していても、その費用を本市に請求することはできない。

また、本件は、翌年度の工事であるため、落札者とまず仮契約を締結し、4月1日付けで本契約を締結する。

10 その他

- (1) 本件は、政府調達に関する協定その他の国際約束の適用を受けない。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 京都市暴力団排除条例に基づく誓約書を提出すること。ただし、契約金額（税込）が1,500,000円未満である場合を除く。
- (5) 下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。また、資材、原材料の購入契約その他の契約を締結する場合には、契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。
- (6) 落札者となった者が契約を締結しない場合（京都市暴力団排除条例に基づく誓約書を提出しない場合を含む。）は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、落札金額（税込）の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。
- (7) 公告及び仕様書に定めのない事項は、本市が定める条例、規則、要綱、要領等のほか、関係法令等による。

(行財政局管財契約部契約課)

(単価契約) 高速道路1号線土木施設補修等工事及び業務委託
工種、予定数量及び予定単価一覧表

(単位：円)

分類	工種	規格	予定数量		予定単価 (税抜)	価格 (税抜)
(1)	1 応急処理業務(特殊) (昼間)		1	回	110,000	110,000
(1)	2 応急処理業務(特殊) (夜間休日)		1	回	160,000	160,000
(1)	3 応急処理業務(特殊)・ 重作業(昼間)	ガードレールA種撤去、12m以下、 切断等含む 又は、クッションドラム 20個以下の撤去復旧 運搬(3km以内・処分費除く)及 び安全養生	1	回	220,000	220,000
(1)	4 応急処理業務(特殊)・ 重作業(夜間休日)	ガードレールA種撤去、12m以下、 切断等含む 又は、クッションドラム 20個以下の撤去復旧 運搬(3km以内・処分費除く)及 び安全養生	1	回	310,000	310,000
(1)	5 排水樹・水路清掃(機 械)(夜間休日)	汚泥処理4t以下	1	回	1,750,000	1,750,000
(2)	6 簡易舗装工(夜間休日)	50m ² 以下、平均厚さt=30mm、 人力施工	1	日	590,000	590,000
(2)	7 区画線工(夜間休日) (300m以下)	熔融式、W=15cm、t=1.5mm	1	日	830,000	830,000
(2)	8 区画線工(夜間休日) (600m以下)	熔融式、W=15cm、t=1.5mm	1	日	970,000	970,000
(2)	9 区画線工(夜間休日) (900m以下)	熔融式、W=15cm、t=1.5mm	1	日	1,100,000	1,100,000

【内訳】

分類	価格(税抜)	端数処理
(1) 道路維持補修費(委託料)	2,550,000	2,550,000
(2) 道路維持補修費(工事請負費)	3,490,000	3,490,000
予定価格(円)(税抜)		6,040,000